

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準の概要

1 策定の背景

令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)」(以下、「標準例」という)が、令和5年11月20日付け事務連絡にて、文部科学省から通知がありました。

高等学校通信教育のニーズが高まっており、本県においても、質の確保・向上が重要であることから、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準を策定します。

2 策定及び適用期日

策定期日:令和7年3月1日

適用期日:令和7年3月1日

3 主な内容

文部科学省が策定しました標準例を基本としながら、一部の内容について、本県独自の内容を規定することとしております。

【基本的な規定内容】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| [1] 立地条件等に関すること | [5] 教職員組織に関すること |
| [2] 名称に関すること | [6] 施設及び設備に関すること |
| [3] 規模に関すること | [7] 通信教育連携施設に関すること※ |
| [4] 通信教育を行う区域に関すること※ | |

【標準例との違い】

- 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合、あるいは通信教育連携協力施設を他の都道府県に設置する場合、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該都道府県の要請に対し、特段の事情がない限り協力することを規定します
- また、通信教育連携施設の運営等に際し、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該施設が所在する都道府県(本県を含む)が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力することを規定します